

都内自治体の要望等の記録等に関わる条例の策定状況

	条例、要項等	施行年月日	内 容
東京都	職務に関する働きかけ についての対応要綱	平成28年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、職員以外の者から働きかけを受けた場合は、速やかにその内容を対応記録票に記録する ・職員は、職員以外の者から働きかけを受けた場合は、所属長に 記録票により報告する ・記録票は、東京都情報公開条例に定める公文書として開示請求の対象となる ・局長は、働きかけに係る記録を集約し、毎年度、その概要を公表する
目黒区	職員倫理条例	平成18年4月	<ul style="list-style-type: none"> ・何人も、公正な区政の運営を確保するため、職員に対し、公正な職務の遂行を損なう行為を求めてはならない ・職員は、公正な職務の遂行を損なう行為の要求があったときは、これを拒否しなければならない ・職員は、事業者等から「贈与等」という。)を受けたときは上司に報告するとともに報告書を目黒区職員倫理審査会に提出しなければならない ・区長は、毎年一回以上、この条例の運用状況について、区民に公表する
新宿区	職員の行動規準及び責務等に関する条例	平成18年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のほかに指定管理者等も定義している ・職員は、公正な職務を迫行するため、次の掲げる事項をその行動規準としなければならない(5項目) ・何人も、暴行、脅迫、威力その他これに類するふ頭要求行為を行ってはならない ・何人も、区が締結する契約若しくは区が行う職員の採用又は区の機関若しくは指定管理者が行う特定の者に対する処分に関し、不当あっせん等行為を行ってはならない。 ・不当な行為に関する報告(職員、指定管理者、受託事務従事者等、派遣労働者について固定) ・報告を受けた管理監督者又は指揮命令者は、職務の公正及び職員又は派遣労働者の安全を確保するため必要と認めるときは、当該不当要求行為を行っている者に対し警告を発し、又は当該不当要求行為について警察への通報を行う等適切な措置を講じなければならない ・報告を受けた指定管理者又は事務受託者は・・・上と同じ ・管理監督者、指定管理者、事務受託者、又は指揮命令者は不要行為及び講じた措置の内容について、これを記録しなければならない ・管理監督者又は指定管理者は、報告のあった不当あっせん等行為について記録し、区長に報告しなければならない ・区長は、報告のあった不当あっせん行為のうち、特に悪質又は重大であると認めるものについて、これを公表する

中野区	中野区職員倫理条例	平成20年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員のほかに、職員等(公益通報の関わる事項に関して)を定義している ・職員の職務の遂行に係る行動の原則を6項目掲げている ・職員は、その職務に関して、次に掲げる行為を行ってはならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 金銭、物品その他の財産上の利益の供与を受けること。 (2) 正当な対価を支払うことなく金銭、物品若しくは不動産の貸付け又は役務の提供を受けること。 (3) 飲食物又は便宜の提供を受けること。 (4) 法的根拠等に基づく手続を経ずに、特定の個人又は法人その他の団体に対して便宜を提供すること。 ・公益通報職員等) 略 ・職員は、利害関係者から職務に関する要望、申入れ等があったときは、その事実を記録しなければならない。職員は、記録した事項の提示を求められたときは、これを提示しなければならない ・職員は、不当要求行為等に係る事実を記録したときは、その旨を区長に報告しなければならない。 ・区長は、必要と認めるときは、当該不当要求行為等に係る事実を調査する。調査の結果に基づき必要と認めるときは、中野区法令遵守審査会に諮問し、その答申に基づいて、警告、公表その他の必要な措置を講じなければならない。 ・区長は、毎年度、運営状況を区議会に報告するとともに、公表しなければならない。
-----	-----------	---------	--

立川市	立川市職員倫理条例	平成16年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、市民に対し、不当な差別的対応をしてはならず、また、公正な職務の遂行を損なう行為には厳正に対処し、常に公正に職務を遂行していかなければならない。 ・任命権者は、職員の職務に係る行為が市民の疑惑や不信を招くことがないように常に注意を喚起するとともに、職務に係る倫理の保持及び公正な職務の遂行に資するよう職員に対する研修、職員の遵守すべき事項を定める等必要な措置を講じなければならない。 ・市民及び事業者等は、公正な市政の運営を確保するため、職員に対し、公正な職務の遂行を損なう行為をしてはならない。 ・市長は、毎年、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた措置について公表しなければならない。 ・職員は、事業者等から贈与等を受けたときは、贈与等報告書を、任命権者等に提出しなければならない。 <p>職員は、公正な職務の遂行を損なう行為があったとき、又はそのおそれのある行為があったときは、直ちにその旨を管理職員等に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、職員倫理審査会から報告があった場合において、公正な職務の遂行を損なう行為があると認めるときは、当該行為をした者に対し、警告等を行うことができる。市長は、警告を行った場合において、必要があると認めるときは、市民への公表その他必要な措置を講じることができる。
多摩市	多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱	平成17年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、不正な働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った者に対して、応じられない旨及び記録する旨を伝えなければならない。 ・職員は、前条の不正な働きかけを受けた場合は、速やかに当該働きかけの内容を不正な働きかけ受付報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に記録し、所属長、契約担当課長及び総務部長を経由して市長へ報告しなければならない。 ・報告書は、多摩市情報公開条例の規定に基づき、公開するものとする。 ・市長は、報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、別に定める多摩市契約業務不正防止委員会に諮り、不正な働きかけの内容に応じた必要な措置を講じることができる。